

2008年2月8日

埼玉県教育委員会
教育長 島村和男 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長代理 竹下 里志

2008年度初任者研修に関する要求書

初任者研修制度について、私たちはその試行時から、教員研修のあり方に照らして到底容認できるものでなく、重大な弊害を生み出すものであると指摘してきました。実際に、初任者研修のおこなわれている中で、子どもたちと教職員にさまざまな問題が生じています。

「登校拒否・不登校」の問題、「いじめ・自殺」「学級崩壊」などの教育困難が社会的な問題として多くの国民の関心事となっています。こうした事態の解決のためには、子どもたちの教育に直接携わる教員が、子どもたちの状況をより正確に把握し、的確に指導していくことがなによりも重要であることが指摘されています。

県教委は過去に業務・行事の「精選」・「厳選」通知を発出したり、研究委嘱校の一部削減などの措置を執ってきました。しかし、現行の学習指導要領の全面实施や完全学校5日制の実施以来、学校現場はゆとりができるどころか、超過密な長時間労働が常態化することとなり、様々な「研修」・指定研究や委嘱校、それに付随する会議によって、子どもたちと関わる時間がとれないとの声が現場の教職員から多数寄せられています。

加えて、2005年度には県教委の計画のもとに一部学年の「学習状況調査」が悉皆で行われ、「3つの達成目標」の検証にいたっては、その準備・実施・採点・集計などの実務が全て各学校と教職員に負わされる事態となっています。そのうえ、07年度は反対を押し切り「全国学力・学習状況調査」が愛知県犬山市を除いた市町村で実施されました。学校や教職員の主体的教育活動とは異なり、競争の教育にもつながる新たな教育施策が実施されています。文科省や県教委が発表している病気休職者数の急増もこうした職場のいっそうの長時間過密労働と無縁ではないはずです。

初めて子どもたちに接する初任者にとって、日常的に子どもたちと十分にに関わり、子どもの状況を理解して指導していくことはとりわけ重要です。初任者が「研修」のために毎週学校を不在にすることは、初任者にとっても学校にとっても大きな損失といわなければなりません。近年、初任者研修該当者が精神疾患で病休に入るなどが報告されており、一昨年度は越谷市で初任者が学校で自ら命を断つという極めて深刻な状況にいたっています。また、初任者の途中退職や教職1年で退職判断をくださざるを得ないような状況があります。こうした実態には、一刻の猶予もなく対策が講じられ、早期に法改正をおこない初任者研修制度を廃止すべきと考えます。

当面、本県で進められている初任研について、「拠点校方式」の問題と併せて下記の具体的事項について要求します。誠意ある回答を求めます。

記

1. 研修の基本について、次のようにおこなうこと。
 - (1) 憲法の原則に立ち、初任者の民主的諸権利、および教育上の自主的権限を保障して行うこと。
 - (2) 初任者への評価、評定は行わず、身分、賃金、人事に一切関係させないこと。
 - (3) 研修の実施にあたって、組合への加入妨害など不当労働行為にあたるようなことが一切行われないう指導すること。
2. 研修内容の改善をすすめるとともに、学校5日制実施の実態にあわせ、研修全体の実施回数を減らすこと。また、レポート提出の回数を減らすことなど初任者の負担を軽減するとともに、機関研修や学校研修による行事への担任不参加や自習の増大など児童生徒への影響を最小限にとどめること。
3. 学校研修について、次のようにおこなうこと。
 - (1) 年間計画(案)の作成にあたっては、初任者及び当該校の教職員の意見、要望をふまえたものにする。教育委員会への提出期限は、各校への時間的余裕を十分考慮して決めること。
 - (2) 「指導教員」は校務分掌に位置づけ、研修担当者の名称とすること。
 - (3) 「指導教員」は、初任者との関係において上下関係や職務上の命令を行う権限はないことを明らかにすること。研修は学校全体としてすすめ、いわゆるマンツーマン方式はとらないこと。

- (4) 校内の公開授業・研修会・研究発表会も学校研修に含むことができるものとする。
 - (5) 研修時間を勤務時間内に行うようにし、指導者の都合如何に関わらず時間外にならないようにすること。
4. 機関研修について、次のようにおこなうこと
- (1) 機関研修の会場は、県内のどの地域からも参加しやすい場所を選ぶこと。交通不便地で行う場合は、開始時刻や終了時刻を、集散に要する時間を考慮して定めること。
 - (2) 開講式・閉講式において、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱は行わないこと。初任者の思想・信条の自由を保障し、斉唱等を行わないことをもって不利益な扱いを受けることのないようにすること。
 - (3) 修学旅行等の学校行事と重複した場合は、学校行事を優先すること。また児童生徒の生活指導等にかかわる緊急事項、健康や家庭の事情等で出席が困難な場合に、非常識な参加強制は行わないこと。
 - (4) 研修における講師等の講義(挨拶)は、一方的な意見の押しつけとならないよう十分配慮すること。
 - (5) 機関研修は最初に本人の希望をとり、施設体験研修における異業種研修については、教育の条理に反する「研修」としないこと。
 - (6) 研修とは直接関係のない起立・礼の練習などは行わないこと。
 - (7) 研修は通常の勤務時間の範囲で行い、自主性の名の下に時間外にならないようにすること。
5. 「指導教員」ならびに参加者からのアンケートについては、当該者の意見が正確に把握できるよう、内容、実施方法、まとめ方について大幅な改善を加えること。
6. 初任者を一校に3名以上配置することはやめること。また、加配教員の位置づけ、割り振りは、当該校の自主性にまかせること。
7. 通算1年以上の臨時的任用の経験を持つ初任者は、初任者研修の対象外とすること。また、それができない場合でも実施内容の軽減をはかること。
8. 「拠点校方式」について、次のように行うこと。
- (1) 「拠点校方式」による研修が措置されている初任者について、配置校における実態把握を進めること。
 - (2) 初任者の校務分掌等について、学校運営と校務から見て大きな支障をきたすことのないよう見直しを行うこと。
 - (3) 初任者の学校研修(週10時間、年間300時間以上)の際には、初任者の担任学級や教科の指導について、加配教員・非常勤講師等で措置できるよう条件の整備を緊急に行うこと。
 - (4) 校内研修における「全教員のかかわり」が求められ、当該校の多くの教員が授業に関わっており、個々の教員の負担増となっている。こうした実態を把握するとともに、当該校の自主性を尊重し、一律・画一的な押し付けを行わないよう改善をはかるよう指導すること。
 - (5) 「拠点校指導教員」が業務以外に他の教員とちがった特別な扱いをうけることのないよう十分な配慮を行うこと。
 - (6) 「拠点校指導員」の日常業務については、配置校(在籍校)の学校運営に支障のないよう十分な配慮を行うこと。
 - (7) 障害児学校においては、文部科学省が「へき地分として1割を拠点校方式から除外する」と認めていることを適用し、「拠点校方式」はとらないこと。